

令和2年 9月29日  
国土交通省九州地方整備局  
鹿児島国道事務所

## 記者発表資料

### 令和2年度初めての特殊車両等合同取締りを実施。

10月は鹿児島県内の過積載絶滅運動期間となっており、鹿児島運輸支局及び各関係機関が連携し、過積載を原因とした事故や道路の損傷を未然に防ぐため、街頭取締りや過積載防止の啓発活動を行っています。

今回、国土交通省鹿児島国道事務所は、10月6日（火）に鹿児島運輸支局・鹿児島西警察署・鹿児島県と合同で特殊車両等の指導取締りを実施する予定です。

実施日時：令和2年10月6日（火） 10時00分～12時00分  
（雨天の場合は10月13日（火）、10月20日（火）、10月27日（火）に順次延期予定です。その際には詳細は再度お知らせいたします。）

実施場所：鹿児島市小山田町 国道3号 小山田計量観測所（特車取締り基地）

実施機関：鹿児島国道事務所、鹿児島運輸支局、鹿児島西警察署、鹿児島県

実施内容：取締り基地に引き込みを行い、車両諸元の計測・許可証の検査等を行い、違反車両には警告や是正措置を求めます。

※マスコミ関係者の皆様へのお願い

当日、取材にお越しになる場合は、10時までに現地へご集合ください。  
（集合場所は、次ページの位置図のとおり。）

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

電話 (099) 216-3111 (代表)

管理第一課長 まえはし 前橋 かつとし 克俊 (内線 431)

## 特殊車両について

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）※が車両制限令により定められています。

最高限度を超える車両は、舗装や橋梁の損傷の原因となるばかりでなく、重大な事故を招くおそれもあることから、道路を通行する場合は、道路法第47条の2に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

国土交通省鹿児島国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を警察の協力を得て実施しています。

また、10月は過積載絶滅運動期間となっており、鹿児島運輸支局及び各関係機関が協力し、過積載が原因による事故や道路の損傷を未然に防ぐため、街頭取締りや過積載防止の啓発活動を行っています。

※道路法の車両制限令で定められた大きさや重さ  
幅2.5m、長さ12.0m、高さ3.8m、  
総重量20t など

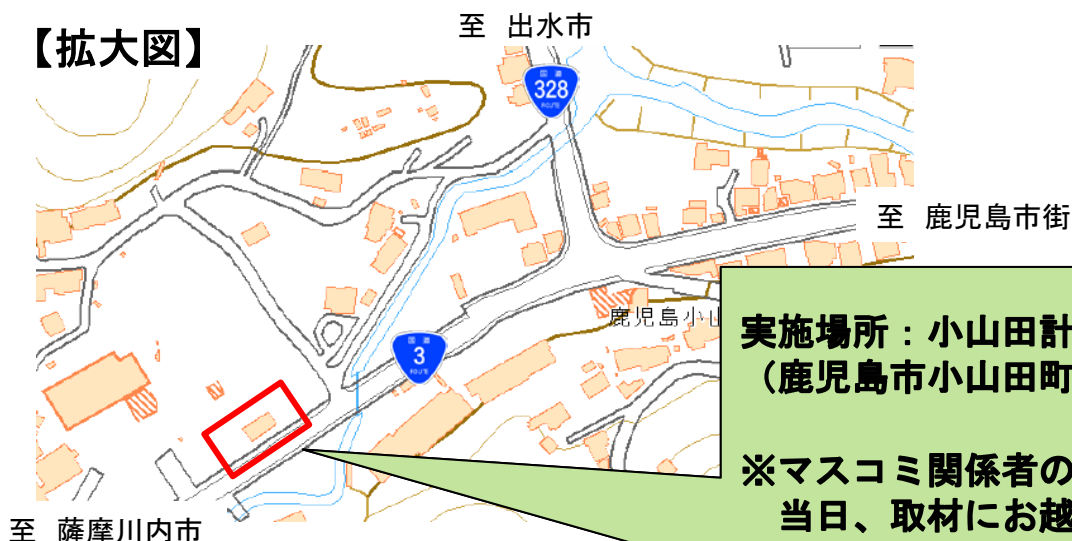


## マスコミ関係者様の集合場所

### 【位置図】



### 【拡大図】



実施場所：小山田計量観測所  
(鹿児島市小山田町7050-1)

※マスコミ関係者の皆様へのお願い  
当日、取材にお越しになる場合は、  
10時までにご集合ください。